

桐生市中小企業人材養成事業補助金

研修費用を助成します！



桐生市内の中小企業（個人事業主を含む）の経営者や従業員が、研修機関の研修（通信教育、講師招聘型を含む）を受講した場合、研修費用の一部を助成します。



様々な研修が補助対象になります！

- （例）労働者にとって資格を取得するための法定講習等（建設業法の定めのある土木施工管理技士を取得するための訓練コース、社会福祉・介護福祉法の定める介護福祉士試験をうけるための訓練コースなど）も対象となります。
- （例）外国人労働者が日本語や日本の文化を学ぶための研修も対象となります。



■ 誰が助成を受けられるの？

- (1) 市内に事業所を有していること
- (2) 桐生市に法人市民税の申告をしている法人、または桐生市の住民基本台帳に登録があり、かつ事業収入の税申告をしている個人事業主

■ どんな研修が対象？

経営者や従業員が受けるもので、研修機関が実施する課題解決や事務能力の向上を図る研修等です。パソコン研修は対象になりません。また、申請年度内に終了する研修のみが対象です。オンライン研修も対象となります。

補助対象になる研修は次の2つです。

- ① 従業員等派遣研修…従業員等を派遣して行う研修又は通信教育
- ② 講師招聘研修…市内へ講師の派遣を受けて実施する研修等

■ 助成額は？

- ① 研修費用の 1/2 以内 (100 円未満切捨て)
- ② 従業員等派遣研修のみについては、1 事業所につき年間 5 万円を限度
- ③ 講師招聘研修のみについては、1 事業所につき年間 10 万円を限度
- ④ 従業員等派遣と講師招聘の両研修を実施した場合、1 事業所につき 10 万円を限度。ただし、従業員等派遣研修に係る限度額は 5 万円。

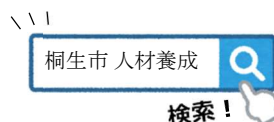
※消費税・交通費・宿泊費・食事代等は対象となりません。

お気軽にお問合せください！



申請の方法

桐生市ホームページをご覧ください。右記までお問合せください。申請書は、**研修開始 10 日前まで**に提出してください。



問合せ・申込先

桐生市役所
商工振興課 工業労政担当
電話：0277-32-4125